

給与所得控除等の改正

◆近年少なくなり続けている控除

給与所得控除とは、支払われた給与等の収入金額から、勤務に伴う必要経費を概算して一定計算額で控除が受けられるものです。簡単にいうと「サラリーマンの経費を想定して収入金額から引いてくれる」制度です。近年は改正が相次ぎ、次第に給与所得控除額の上限が下がってきています。

平成24年分以前の給与所得控除は、収入1,000万円超の場合で収入金額×5%+170万円(つまり上限はありませんでした)、平成25年から平成27年分は1,500万円超の場合で控除額の上限が245万円、平成28年は1,200万円超の場合で控除額の上限が230万円、平成29年以降は1,000万円超の場合で控除額の上限が220万円となっていました。

◆平成30年税制改正でさらに低下

平成30年税制改正で、平成32年分所得税から給与所得控除額の上限は年収850万円超の場合で195万円となります。

ただし、今回の改正については、22歳以下の扶養親族のいる「子育て世帯」や特別障害者がいる「介護世帯」については、「所得金額調整控除」が組み込まれ、基礎控除の引上げと併せて、現行制度との比較で、負担増減は無いように、配慮がなされています。

◆公的年金等控除も改正

公的年金等控除も改正が行われ、平成32年分所得税から、控除額を一律10万円引き下げ、公的年金等収入1,000万円を超える場合の控除額に195万5,000円の上限を設定、年金以外の高額所得がある場合の控除額の引下げが行われます。

◆場合分けで複雑になった？

給与収入関連の税制周辺には「但し書き」が乱発されているように思えます。サラリーマンが自分の税額を簡単に計算できる時代ではなくなったようです。



✓ 将来の年金額を増やすには



◆厚生年金加入者の増加

人生100年時代に備えて将来の年金額を増やす為、厚生年金に積極的に加入したり、年金の受給開始時期を繰り下げたりする人が増えているそうです。特に厚生年金の加入は国の予想を上回るペースであり、税制優遇措置の大きい個人型確定拠出年金(イデコ)の加入者も拡大しています。終身受けられインフレにも一定の対応がある公的年金を、長寿社会に向けた備えとして自ら上乗せを検討する人が増えています。

2016年秋に年金制度が改正され501人以上の企業で週20時間以上勤務するパート等が厚生年金の加入対象者となりました。保険料負担を嫌って短時間勤務を選ぶ人が多いとみていた厚生労働省社会保障審議会は加入者の増加数に驚いたようです。新規加入者25万人の予想を上回り、昨年末時点で

1.5倍の37万人が新たに加入したからです。

労働政策研究・研修機構の調査でもこの改正で働き方を変えた人の58%が手取りを減らさないよう時間延長をした上で厚生年金の加入を選んだと言う事です。

◆60歳以降の働き方も変化

60歳以降で60代前半の男性の就業者に占める厚生年金の加入率は、平成12年度の51%から16年度は67%となり60歳代後半も同35%から41%へと上昇しています。再雇用制度もあり定年後も働き続ける人は年々増えていますが「年金を増やせる働き方」を選ぶ人が増えています。企業には負担が増えますが、人手不足の中、人材確保の為に希望すれば受け入れる企業も増えています。

◆公的年金の繰り下げ支給

公的年金は原則65歳から受給できますが、70歳まで受給を遅らせると42%増額されます。平成16年度では新たに基礎年金の受給権を得た人の2.7%が繰り下げを選択、2年前の2倍弱となっています。しかし繰り下げ受給には60歳代後半を乗り切る資産や収入源等の準備も必要でしょう。

また、長期資産形成にはイデコも選択肢の一つです。掛け金を預貯金や投資信託で運用し掛け金は所得控除、運用益は非課税です。今年3月末の加入者は約85万人と16年末の2.8倍になっています。

お仕事カレンダー 平成30年8月



猛暑の毎日ではございますが、いかがお過ごしでしょうか。
熱中症にはくれぐれもお気を付けください。

日	曜日	項目	日	曜日	項目
1	水		18	土	
2	木		19	日	
3	金		20	月	
4	土		21	火	
5	日		22	水	
6	月		23	木	
7	火		24	金	
8	水		25	土	
9	木		26	日	
10	金	■ 源泉所得税、住民税の特別徴収税額(7月分)の納付期限	27	月	
11	土	山の日	28	火	
12	日		29	水	
13	月		30	木	
14	火		31	金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税・法人事業所税> ■ 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税>(半期分) ■ 消費税の年税額が400万超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税等> ■ 個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告 ■ 個人事業税の納付(第1期分) ■ 個人の都道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)
15	水				
16	木				
17	金				



我妻総合会計事務所
WAGATSUMA TAX & CONSULTING